

従業員の雇用維持を応援！

従業員**6人以上**の
店舗に支援

一定規模以上の 飲食店等へ支援金を交付 令和3年6月18日(金)まで申請期間を延長します

申請受付期限：**令和3年6月18日(金)まで** [当日消印有効]

▶ 支援額

従業員6人目に10万円(以降1人あたり10万円)

- 従業員5人以下の店舗は対象外
- 上記金額から神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第5弾)の時短営業要請期間27日間(令和3年1月12日~2月7日)のうち県協力金(第5弾)の対象外となった日数1日につき1人5,000円を減額する
- 1店舗上限50万円

※1事業者が市内の複数飲食店で時短営業をしている場合、各店舗ごとに上限50万円

店舗の従業員数	支援額
5人以下	対象外
6人	10万円
7人	20万円
8人	30万円
9人	40万円
10人以上	50万円(上限)

上記支援額は、時短営業を27日間した場合の金額です

▶ 対象者 (次の1~4の全ての要件を満たす方)

1	平塚市内で店舗を営業している者
2	支援金申請店舗について、県協力金(第5弾)の交付を受けている飲食店等であること
3	支援金申請店舗において従業員(令和3年1月12日から2月7日までを雇用契約期間に含む者)を 6人以上雇用 していること ※1事業者が市内で複数店舗営業している場合、店舗ごとに従業員数を判断し交付 ※従業員には、会社役員、個人事業主本人または同居の親族従業員、2カ月以内の短期雇用または日雇い雇用の者は含みません。
4	支援金申請日時点で廃業や閉店をしていないこと

▶ 必要書類

NO	必要な書類	法人	個人
①	交付申請書 1事業者につき1枚提出。	●	●
②	店舗情報記入シート 2店舗以上の場合、店舗ごとに提出。	●	●
③	従業員の雇用を証する書類の写し 次の4点のうち、各従業員につきいずれか1種類を提出。 ①雇用契約書 ②労働条件通知書 ③賃金台帳 ④出勤簿 ※2店舗以上の場合、店舗ごとに提出。 ※③または④の場合は、従業員1名につき「令和2年12月～令和3年2月分」もしくは「令和3年1月～3月分」の3カ月分を提出。	●	●
④	請求書兼誓約書 請求口座は原則、神奈川県 <small>の</small> 協力金が振り込まれた口座と同一の口座を指定。異なる口座を指定した場合は、その口座の通帳の写し（表紙をめくった見開き）を提出。	●	●
⑤	県協力金（第5弾）の振込が確認できる資料 通帳の写しやインターネットバンキングの取引画面など。 「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義」「神奈川県からの振込金額」「神奈川県からの振込コメント欄」（(5)ケンコロナボウシキヨウリヨクキン）のすべてが確認できるものを提出。	●	●
⑥	食品衛生法に基づく飲食店営業または喫茶店営業の許可証の写し 神奈川県に提出したものと同一ものを提出。	●	●
⑦	現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し 申請書の提出日から3か月以内の日付のものを提出。	●	
⑧	申請者が本人であることを証する書類の写し 運転免許証、保険証等の写し（住所等が裏面記載の場合は裏面を含む）。マイナンバーカードの写しの場合は表面のみ提出。		●

▶ 申請方法

市公式ホームページにある申請書等を**令和3年6月18日（金）**までに、平塚市商業観光課へご郵送ください。

**郵送先：〒254-8686 平塚市浅間町9-1
平塚市商業観光課 行**

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請の受付は郵送のみとさせていただきます。



詳細は平塚市公式ホームページでご確認ください。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page-c_01130.html

お問合せ先：平塚市商業観光課 ☎ 0463-35-8107